

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙捜一発第7号
丙刑企発第57号
丙支発第4号
丙鑑発第11号
平成30年12月21日
警察庁刑事局長

窃盗犯の検挙向上に向けた取組の強化について(通達)

窃盗犯は、その認知件数は減少傾向にあるものの、依然として全刑法犯認知件数の7割以上を占め、また、国民の身近で発生する犯罪であることから、良好な治安を維持するためには、これを早期かつ適切に検挙する必要がある。特に近年、組織窃盗グループや窃盗常習者は、警察の捜査が及ばないよう、被疑者の特定を困難にするための様々な対策をとるなど、その犯行が巧妙化しており、これらに対しても的確に対応していく必要がある。

このような情勢を踏まえ、各都道府県警察においては、下記の事項に配慮しつつ、引き続き窃盗犯の検挙向上に努められたい。

なお、「窃盗犯の検挙向上に向けた取組の強化について」(平成25年9月30日付け警察庁丙捜一発第31号ほか)は、廃止する。

記

1 発生状況の分析に基づく的確な捜査指揮

窃盗犯の発生状況は、地域により異なるところ、各都道府県警察においては、管轄区域内における窃盗犯の手口別の発生地域、発生時間帯、同一犯である可能性や組織的に敢行されている可能性等について、情報分析支援システム(CI S-CATS)を始めとした各種の捜査支援システムを活用するなどして、緻密かつ継続的な分析を行い、警察本部及び警察署において、これらの分析に基づく的確な捜査指揮を行うこと。また、窃盗事件が連続的又は広域的に発生している場合には、本部主管課で捜査状況を把握し、捜査員を柔軟に運用して早期に捜査体制を確保するなどして、早期検挙による被害の拡大防止に努めること。

2 組織的かつ効果的な捜査の推進

組織窃盗グループを検挙するためには、実態解明に向けた情報の収集・集約

及び盗品の処分ルート等の解明が重要である。このため、同グループに対する合同・共同捜査を積極的に推進するとともに、生活安全部門や組織犯罪対策部門を始めとした部門間の情報共有を図ることにより、あらゆる法令を駆使した取締りを行うなど、本部主管課が中心となって組織的な捜査を推進すること。

また、窃盗常習者等を的確に検挙するには、基礎的な捜査を着実に積み重ねていくことが不可欠である。特に、現場捜査と手口捜査は、犯行手口を解明して容疑者を浮上させるだけでなく、現場と被疑者の結びつきを明らかにするために重要であることから、本部主管課においては、その重要性を改めて認識し、鑑識部門等と緊密に連携した教養や、本部捜査員の積極的な現場臨場等に努めること。

さらに、捜査支援部門や科学捜査研究所、情報技術解析部門等と連携した、防犯カメラ画像等の解析・鮮明化やDNA型鑑定、各種電子機器に保存された電磁的記録の解析等を積極的に活用して、客観的証拠の的確な収集を図り効果的かつ効率的な捜査を推進すること。

なお、窃盗犯被疑者は余罪がある者も多いところ、的確な余罪捜査により全容解明を図るとともに、捜査を遂げた事件について適切に送致等を行うこと。

3 組織的かつ継続的な捜査員の育成

窃盗犯捜査は、若手捜査員が捜査技術の基礎を培う機会となる一方、窃盗常習者等に対する行動確認や取調べのように熟練した捜査員の高度な技術を必要とするものであることから、実務を通じて高度な捜査経験・能力を有する捜査員を継続的に育成するため、各都道府県警察においては、個々の捜査員の捜査経験等に応じた実戦的な指導や教養の充実を図ること。

また、事件検挙に功労が認められる場合には、警察署や捜査員に対する賞揚を効果的に行い、窃盗犯捜査に対する士気高揚に努めるとともに賞揚に当たっては事件規模だけでなく、早期検挙による被害の拡大防止、地域住民等の不安の払拭、被害回復の実現、犯罪インフラ対策等にも着目して総合的に検討すること。

なお、窃盗犯捜査は、認知件数が多く、捜査幹部の指揮や管理が行き届きにくい側面があることから、本部主管課においては警察署が担当する事件も含め、事件の内容やその捜査状況を具体的に把握し、捜査の適正確保のため、捜査幹部による指揮や管理が的確に行われるよう配慮すること。